平成２３年（フ）第１２７５号
名古屋市中川区西日置１丁目６番２号
破産者　土屋　正一
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
京都府舞鶴市字和田760番地
破産者　荒賀　眞澄
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
広島市佐伯区湯来町大字白砂1173番地、開始決定時の住所広島市西区三滝本町１丁目26番６号
破産者　川村　良治
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６００号
広島県東広島市西条本町10番１号
破産者　重光　恵子
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８３号
広島市佐伯区海老園４丁目８番１―101号
破産者　永本　英二
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４号
北海道旭川市永山５条24丁目３番７号　カメリヤハウス103号室
破産者　佐藤　　豪
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０２号
北海道旭川市豊岡４条７丁目１番30号　ツインローズ103号
破産者　早坂　正則
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
青森県八戸市城下４丁目14番25号
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第７２７号
茨城県水戸市姫子２丁目157番地の17
破産者　山田　　肇
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
埼玉県東松山市大字野田1265番地120
破産者　青山　武志
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４５号
神奈川県座間市栗原中央６丁目６番９―１号
破産者　犬塚　真哉
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９０号
新潟県胎内市十二天399番地
破産者　川又　與助
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９２１号
静岡県掛川市宮脇150番地１、旧住所静岡市葵区西草深町29番11号
破産者　中西千鶴子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２２号
静岡市葵区西草深町29番11号
破産者　ナカニシクラフトこと　中西　太一
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６１号
京都府向日市物集女町長野５番地の70
破産者　山澤美津子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
奈良市佐紀町3333番地　県営住宅２－７号
破産者　松浦　一則
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６３号
奈良市西大寺国見町１丁目５番４―302号
破産者　鷲見　佳子
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
奈良県生駒郡三郷町城山台１丁目８番５号
破産者　木田　里茂
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
宮崎県都城市都北町1011番地　市営都北団地53―３―152
破産者　里岡　賢一
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部